

別表1

最終改正:平成27年9月9日

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
全輸出国	フグ	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。	魚種鑑別	—	フグの種類の鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
	すじこ		亜硝酸根	別表4によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	成分規格(0.005g/kg)又は使用基準(残存量として0.0050g/kg)を超える亜硝酸根が検出されるおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を10%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ	イタリア産、イラン産、シリア産、スペイン産及び米国産にあつては各々の項によること。	アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ		アフラトキシン	別表3によること。 ただし中国産ハトムギについては、貨物1コンテナ分(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg採取したものを検体(合計8検体)とすること。 (注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ミックススパイス及びミックスナッツ	落花生、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギのいずれか又はその合計の含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	シアン化合物含有豆類		シアン化合物	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)		シアン化合物	別表2の3によること。	平成14年11月21日付け食基発第1121002号及び食監発第1121002号別添「タビオカでん粉中のシアン化合物試験法」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	乾燥いちじく		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが含有しているおそれがあるため。
	炭酸水素アンモニウム及びこれを含む食品	BROADTECH CHEMICAL INTERNATIONAL CO.,LTD.が製造した炭酸水素アンモニウムに限る。	メラミン	別表2の2によること。	平成20年10月2日付け食安監発第1002003号「食品中のメラミンの試験法について」によること。	メラミンが使用されているおそれがあるため。

別表1						最終改正:平成27年9月9日
対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
イタリア	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズ	別途指示するものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上のもの)タイプのナチュラルチーズ(注3)	別途指示するものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」によること。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそれがあるため。
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表2の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれがあるため。
	くり及びその加工品(くりを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを5%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
イラン	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産穀付きピスタチオナッツについては、貨物1コンテナ分(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。 (注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
インド	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フラゾリドン	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	フラゾリドンが残留しているおそれがあるため。
	とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが検出されるおそれがあるため。
	紅茶	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	ヘキサコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるおそれがあるため。
	ケツメイシ(エビスグサ(ロッカクソウ)の種子)及びその加工品 (ケツメイシを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	クミンの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロフェノホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。

別表1						最終改正:平成27年9月9日
対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
インド	ひよこ豆		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ひよこ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		グリホサート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(2.0ppm)を超えるグリホサートが検出されるおそれがあるため。
	フェネグリークの種子及びその加工品 (フェネグリークの種子を30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
インドネシア	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表2の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
エクアドル	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。
オーストラリア	アーモンド加工品 (アーモンドを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
オランダ	キャベツ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ペンシクロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるペンシクロンが検出されるおそれがあるため。
カナダ	ロブスター(大西洋沿岸で採取されたもので、甲殻内の肝臓及び胃等を含む可食内臓部位に限る。)及びその加工品	別途指示する輸出業者から輸出されたものであって、かつ別途示すカナダ政府が発行したロブスター管理に係る証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	亜麻及びその加工品		安全性未審査の遺伝子組換え亜麻(FP967)	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の一部改正について」によること。	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の一部改正について」によること。	安全性未審査遺伝子組換え亜麻(FP967)が検出されるおそれがあるため。
ガーナ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド シベルメトリン フェンバレーレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるイミダクロプリド、基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリン及び基準値(0.01ppm)を超えるフェンバレーレートが検出されるおそれがあるため。

別表1						最終改正:平成27年9月9日
対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
韓国	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	活鰻	別途指示す韓国政府が発行したオキシリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシリニック酸	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキシリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工業者及び輸出業者であって、かつ別途指示す韓国政府が発行したオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンに係る証明書が添付されているものを除く(冷蔵ひらめ肉については、韓国政府の養殖ひらめの証明書及び冷蔵ひらめ肉確認証明書の2枚1組で構成されていること)。	オキシテトラサイクリン エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ及びエンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のもの(加熱加工用を除く。)	<i>Kudoa septempunctata</i> (クドア・セブテンブクタータ)	別表2の8によること。	平成23年7月11日付け食安監発0711第1号「 <i>Kudoa seputempunctata</i> の検査法について(暫定版)」によること。	1.0×10 ⁶ 個を超える <i>Kudoa septempunctata</i> 孢子が検出されるおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホテガイを除く。)	別途指示す韓国政府が発行した原産地証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	別表2の5によること。	麻痺性貝毒: 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。 下痢性貝毒: 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4 MU/g、下痢性貝毒:0.16 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出されるおそれがあるため。
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	トマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがあるため。

別表1

最終改正:平成27年9月9日

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
韓国	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出されたものを除く。	フルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
	パブリカ(ジャンボピーマン)及びその 加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出されたものを除く。	クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出さ れるおそれがあるため。
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	登録IDが付与され、韓国政 府の登録輸出業者から輸 出されたものを除く。	ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
	青とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	登録IDが付与され、韓国政 府の登録輸出業者から輸 出されたものを除く。	ジフェノコナゾール フルキンコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾール及 び基準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾー ルが検出されるおそれがあるため。
	エゴマ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジニコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジニコナゾールが検 出されるおそれがあるため。
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	—	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無 を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)		麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等 について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出され るおそれがあるため。
コートジボ ワール	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出され るおそれがあるため。
シリア	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有す るものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラ トキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれが あるため。
スイス	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リ ステリア・モノサイトゲネスの検査について」によるこ と。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそ れがあるため。
スペイン	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リ ステリア・モノサイトゲネスの検査について」によるこ と。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそ れがあるため。
	うるち米(粉を含む。)		テブコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるテブコナゾールが検 出されるおそれがあるため。
	アーモンド加工品 (アーモンドを30%以上含有するもの に限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラ トキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有す るものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラ トキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれが あるため。
	生食用えび(生食用鮮魚介類及び生 食用冷凍鮮魚介類に限る。)	別途指示する製造者で処 理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成 分規格に適合しないおそれがあるため。

別表1

最終改正:平成27年9月9日

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
タイ	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮おくらを除く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるお それがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮マンゴー及 び製造者が製造したマン ゴー加工品(冷凍カットマン ゴー及びフリーズドライマン ゴーに限る。)であって、か つ別途指示タイ政府が発行 したクロルピリホスに係る証 明書が添付されているもの を除く。	クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出 されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮マンゴー及 び製造者が製造したマン ゴー加工品(冷凍カットマン ゴー及びフリーズドライマン ゴーに限る。)を除く。	プロピコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロピコナゾールが検出 されるおそれがあるため。
	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮グリーンア スパラガスを除く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるお それがあるため。
	バナナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮バナナを除く。	シベルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリンが検出 されるおそれがあるため。
	マンゴスチン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮マンゴスチ ンを除く。	イマザリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるイマザリルが検出され るおそれがあるため。
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール トリアゾホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾール及 び基準値(0.01ppm)を超えるトリアゾホスが検出 されるおそれがあるため。
	オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出 されるおそれがあるため。
	ドリアン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		メタラキシル及びメフェノキ サム	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるメタラキシル及びメ フェノキサムが検出されるおそれがあるため。

別表1

最終改正:平成27年9月9日

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
台湾	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途示す台湾行政院農業委員会漁業署が発行した輸出証明書が添付されているものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	鰻及び白焼き鰻: 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。 蒲焼き鰻: 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	切り身のテラピア(イズミダイ) (スモーク品(薫製品)と称しているものを含む。)	現場検査において、鮮紅色を呈することが確認されたものに限る。ただし、平成10年1月16日付け衛乳第6号及び衛化第1号に基づき一酸化炭素による処理をされていないと判断されたものを除く。	一酸化炭素	別表2の2によること。	平成25年4月4日付け食安監発0404第3号「鮮魚中の一酸化炭素の検査法について」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるため。
	にんじん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アセフェート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセフェートが検出されるおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
タンザニア	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。
中国	養殖鰻及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものであって、別途示す中国政府が発行したオキシリニック酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシリニック酸	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるオキシリニック酸が検出されるおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものを除く。	スルファジミジン	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	鰻及びその加工品		マラカイトグリーン	鰻については別表2の4によること。 加工品については別表2の7及び平成19年8月8日付け食安輸発第0808002号によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	マラカイトグリーンが残留しているおそれがあるため。

別表1						最終改正:平成27年9月9日
対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	淡水産であることを示す中国 政府の証明書が添付されて いるものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別 表2の5に、下痢性貝毒に ついては別表2の6によるこ と。	麻痺性貝毒: 昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等 について」によること。 下痢性貝毒: 平成27年3月6日付け食安基発0306第4号・食安監 発0306第2号「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査に ついて」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4 MU/g、下痢性貝毒: 0.16 mgOA当量/kg)を超える貝毒が検出される おそれがあるため。
	二枚貝(あさり及びはまぐりに限る。) 及びその加工品		プロメトリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるプロメトリンが検出され るおそれがあるため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処 理されたものに限る。	腸炎ピブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成 分規格に適合しないおそれがあるため。
	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがある ため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	加工品にあつては、別途指 示する加工企業のほうれん そう加工品に限る。	ディルドリン(アルドリンを含 む) エンドリン クロルピリホス	別表2の3によること。	クロルピリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出 されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及 びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する加工企業の ほうれんそう加工品に限る。	ディルドリン(アルドリンを含 む) エンドリン	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物 等の規格基準」によること。	ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが 検出されるおそれがあるため。
	アスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアメトリンが検出される おそれがあるため。
	にら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		メタラキシル及びメフェノキ サム	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるメタラキシル及びメ フェノキササムが検出されるおそれがあるため。
	えだまめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるジフェノコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
	ウーロン茶及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フィプロニル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.002ppm)を超えるフィプロニルが検出 されるおそれがあるため。
	レイシ(ライチ)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ジフルベンズロン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるジフルベンズロンが検 出されるおそれがあるため。
	ぜんまい及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		アセトクロール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるアセトクロールが検出 されるおそれがあるため。

別表1						最終改正:平成27年9月9日
対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
中国	ハスの種子及びその加工品 (ハスの種子を5%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	たまねぎ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		チアマトキサム	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるチアマトキサムが検出されるおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成24年9月10日付け食安発0910第2号)に示すもの。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	放射線照射	別表2の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。
ナイジェリア	ごまの種子及びその加工品(ごまの種子を30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
ニュージーランド	グリーンアスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮グリーンアスパラガスを除く。	ジクロロボス及びナレド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるジクロロボス及びナレドが検出されるおそれがあるため。
パラグアイ	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		カルバリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるカルバリルが検出されるおそれがあるため。
	チアシード及びその加工品 (チアシードを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
バングラデシュ	クミンの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロフェノホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるプロフェノホスが検出されるおそれがあるため。
フィリピン	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚類及び生食用冷凍鮮魚類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用切り身まぐろ	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サルモネラ属菌	別表2の4によること。	平成5年3月17日付け衛乳第54号別紙1の第3の1の(3)「サルモネラ属菌試験法」によること。	サルモネラ属菌で汚染されているおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示すフィリピン政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出業者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホス シベルメトリン フェントエート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(0.03ppm)を超えるシベルメトリン及び基準値(0.01ppm)を超えるフェントエートが検出されるおそれがあるため。

別表1

最終改正:平成27年9月9日

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
フィリピン	アスパラガス及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮アスパラガ スを除く。	ジフェノコナゾール	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるジフェノコナゾールが 検出されるおそれがあるため。
	おくら及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から 輸出された生鮮おくらを除 く。	テブフェノジド フルアジホップ メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるテブフェノジド、基準 値(0.01ppm)を超えるフルアジホップ及び基準 値(0.5ppm)を超えるメタミドホスが検出されるお それがあるため。
フランス	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リ ステリア・モノサイトゲネスの検査について」によるこ と。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそ れがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上 のもの)タイプのナチュラルチーズ(注 3)	リステリアに関する政府機関 の証明書が添付されている ものを除く。ただし、別途指 示するものを除く。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リ ステリア・モノサイトゲネスの検査について」によるこ と。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそ れがあるため。
		別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O103	別表2の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O103で汚染されているおそ れがあるため。
		別途指示する製造者で製 造されたものに限る。 (平成25年3月14日付け食 安輸発0314第2号に示すも のを除く。)	腸管出血性大腸菌O26	別表2の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれ があるため。
	ナチュラルチーズ	別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O145	別表2の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O145で汚染されているおそ れがあるため。
		別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表2の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそ れがあるため。
		別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O26	別表2の4によること。	平成26年11月20日付け食安監発1120第3号別添 「食品からの腸管出血性大腸菌O26、O103、O 111、O121、O145及びO157の検査法」によること。	腸管出血性大腸菌O26で汚染されているおそれ があるため。
	鶏肉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ナイカルバジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるナイカルバジンが検出 されるおそれがあるため。
ブルキナファ ソ	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品 に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の 成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出 されるおそれがあるため。
米国	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リ ステリア・モノサイトゲネスの検査について」によるこ と。	非加熱食肉製品の成分規格に適合しないおそ れがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上 のもの)タイプのナチュラルチーズを 主要原料とする食品 (加熱せずに食すものに限る。)(注 3)	別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リ ステリア・モノサイトゲネスの検査について」によるこ と。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそ れがあるため。
	ソフト及びセミハード(MFFB61%以上 のもの)タイプのナチュラルチーズ(注 3)	別途指示する製造者で製 造されたものに限る。	リステリア・モノサイトゲネス	別表2の4によること。	平成26年11月28日付け食安発1128第3号別添「リ ステリア・モノサイトゲネスの検査について」によるこ と。	ナチュラルチーズの成分規格に適合しないおそ れがあるため。

別表1

最終改正:平成27年9月9日

対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
米国	とうもろこし(粉を含む。甘味種を除く。)		アフラトキシン	(1) 容器包装に入れられたものについては、別表3によること。 (2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。 ① ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体(合計3検体)とする。(注2) ② サイロ又はハンケ(以下「サイロ等」という。)においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、それぞれ1検体とする。 ③ コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kgとし、1検体とすること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」又は平成23年8月16日付け食安監発0816第7号「トウモロコシ中の総アフラトキシンの試験法について」に示す簡易測定装置を用いた試験法によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	アフラトキシンが付着又は含有しているおそれがあるため。
	食品 (平成19年7月6日付け食安発第0706002号(最終改正:平成24年9月10日付け食安発0910第2号)に示すもの。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	放射線照射	別表2の2によること。	平成19年7月6日付け食安発第0706002号「放射線照射された食品の検知法について」によること。	放射線照射がおこなわれているおそれがあるため。

別表1						最終改正:平成27年9月9日
対象国・地域 (注1)	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ベトナム	イカ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロラムフェニコール フラブリドン エンロフロキサシン オキシテトラサイクリン	別表2の4によること。	クロラムフェニコール、フラブリドン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。 エンロフロキサシン、オキシテトラサイクリン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	クロラムフェニコール、フラブリドン及びエンロフロキサシンが残留しているおそれ並びに基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれがあるため。
	かわはぎ及びその加工品		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
	水産食品 (無加熱で摂取されるもの又は国内において十分な加熱(70℃1分又はこれと同等以上)を経た上で販売されることが確認できないものに限る。)	別途指示する業者が製造又は輸出したものに限る。	赤痢菌	別表2の5によること。	平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法について」によること。	赤痢菌で汚染されているおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものを除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の1によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
ベネズエラ	カカオ豆及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		2, 4-D	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。
ミャンマー	ごまの種子及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		イミダクロプリド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるイミダクロプリドが検出されるおそれがあるため。
メキシコ	アボカド及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	未成熟いんげん及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フロニカミド	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるフロニカミドが検出されるおそれがあるため。

(注1) 当該国以外から輸出されたものを含む。

(注2) 各検体についてアフラトキシンの検査を実施し、1検体でも陽性の検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。

(注3) MFFBとは、脂肪以外のチーズ重量中の水分含量(%)を指し、次式で求められる。

$$\text{MFFB (percentage Moisture on a Fat-Free-Basis)} = \frac{\text{チーズの水分重量}}{(\text{チーズの重量} - \text{チーズの脂肪重量})} \times 100$$